電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	**CISPRJ** 電波雑音委員会
事務局	一般財団法人 VCCI協会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	**CISPRJ 32**（2017）
対応国際規格番号（版）	**CISPR 32**　（第2.0版 2015）
規格タイトル	マルチメディア機器の電磁両立性– エミッション要求事項–
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電子楽器、ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、テレビジョン受信機、電子応用遊戯器具、自動販売機、謄写機、事務用印刷機、オーバーヘッド映写機、複写機、電子式卓上計算機
廃止する基準及び有効期間	廃止する基準　**J55013** (H22)及び**J55022** (H22) 有効期間　3年

＜審議中に問題となったこと＞

今回のこの規格の審議で問題となった事項は，次のとおりである。

・国際規格の正誤票（**表 B.1**　表示及びビデオポートの動作方法に関するもの）の扱い
正誤票は国際規格に含まれるため，正誤票を反映した整合規格を作成することとした。

・DC 電源ポートを持つ機器及び FM カーラジオの扱い
国際整合のとれた規格を作成するため，DC 電源ポートを持つ機器及び FM カーラジオに関する規定はそのまま残すこととした。

＜補足＞

この規格は，我が国の国際整合のとれた規格を作成する方針に基づき，**CISPR 32** 第 2.0 版（2015）の国内答申※1 を基とし，技術的内容を変更することなく※2 作成した **CISPRJ** 規格である。

※1　**CISPR 32** 第 2.0 版（2015）の国内答申：
国内答申とは，平成 27 年 12 月**総務省情報通信審議会諮問第 3 号**“国際無線障害特別委員会（**CISPR**）の諸規格について”のうち，“マルチメディア機器の電磁両立性 - エミッション要求事項 - ”を指す。
※2　技術的内容を変更することなく：
技術的内容を変更していないが，**JIS Z 8301**（規格票の様式及び作成方法）に従ったエディトリアルな修正を実施している。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

項目番号	概要	理由
1	次については，この規格の適用除外とした。 **a)**電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者が管理する建物内にだけ設置される電気通信施設用物品 **b)**広帯域電力線搬送通信設備（電波法施行規則44条第2項2号：2 MHz～30 MHz の電力線搬送通信設備）	国内における実情に合わせるとともに，適用除外内容を明確にし，規格適用における問題の発生を少なくするために，適用除外を追加した。 （国内答申内容と一致）
附属書A	**表A.1** 放射エミッション，基本規格と特定の方法の使用制限の**A1.1**に**CISPR 16-1-4** の項番追加 **CISPR 16-1-4**: 2010/**追補 1**:2012 の **5.2** ， **5.3.1**, **5.4**	**CISPR 32** では，SAC（電波半無響室）又は耐天候用覆いのある OATS（オープンエリアテストサイト） のサイト評価方法として，**CISPR 16-1-4** の **5.3** を引用しているが，引用されている最新版の **CISPR 16-1-4**:2010/**追補 1**:2012 では，箇条構成が大幅に変更されており，**5.3** だけでは不足するので，**5.2**，**5.3.1**，**5.4** に変更して必要十分な引用とすることとした。 技術的差異はない。 （国内答申内容と一致）
附属書A	**表A.1** 放射エミッション，基本規格と特定の方法の使用制限に AE（関連装置）及び附属ケーブルを含めた EUT（供試装置）の最大サイズについて注記を追加	サイトの適合性評価時に、送受信アンテナが同時にテストボリュームに入らないよう、現実的な制限を設けた。 技術的差異はない。 （国内答申内容と一致）
附属書A	**表A.1** 放射エミッション，基本規格と特定の方法の使用制限に放射エミッション測定設備としての FAR（完全無響室） について，FAR を使用する際の留意事項を追記。	FAR については，現在**CISPR** で次期メンテナンスに向けて作業がリストされている。 その内容について記載し，FAR を使用する際の留意事項とした。 （国内答申内容と一致）

附属書D	**附属書D** 測定配置 AAN（不平衡擬似回路網）と EUT 間のケーブルを束ねる要求について，AAN には適用しないこととした。	**CISPR 32** （第2.0版 2015）では，「伝導エミッション測定ではケーブルの余長はEUTとAMN（擬似電源回路網）又はAANの中間点で無誘導に束ねること。」としている。これはFDIS（最終規格原案）への編集コメントが採用されたものだが，AANとEUT間のケーブルを束ねた場合の影響については，データがないこと，また，通常使用される通信ケーブルは容易に規定の長さのケーブルが作成可能なため，AANには適用しないこととした。 （国内答申内容と一致）
附属書I	**CISPR 32** （第 2.0 版 2015）**附属書 I** を削除。	**附属書I**（参考）放射エミッション測定のための他の測定方法とその許容値については， 将来の適用を準備した参考的附属書である。しかし，日本を含めアメリカやドイツなど計9 カ国の反対意見があり，適用可能性が低い。附属書により適合性確認に関する誤解を招かないようにするため，削除することとした。 （国内答申内容と一致）

＜主な改正点＞なし

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）
規格番号：CISPRJ 32:2017　　規格名：マルチメディア機器の電磁両立性－ エミッション要求事項　－

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
1	規格の公共性	整合規格として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性について公共性を持つものであること。	■満足 □該当せず	当該規格案は、採用後は、原案作成者である CISPRJ 電波雑音委員会（以下、原案委員会という。）が公開するものであり、その利用性については十分な公共性を持つ。
2	策定プロセスの公平性・公開性	整合規格案は、その策定プロセスにおいて、 ・偏りのない策定メンバ構成	■満足 □該当せず	当該規格案は、学会、官界及び業界の有識者をもって組織される原案委員会で作成の上、学識経験者、消費者団体、製造団体、及び認定機関で構成される電気用品調査委員会で審議されている。
		・議事の公開	■満足 □該当せず	原案委員会の議事要録・配布資料等は、公開されている。また、電気用品調査委員会は公開されることに加え、議事録・資料等はＨＰで公開されている。
		・公衆審査の実施	■満足 □該当せず	当該規格案そのものの公衆審査は実施していないが、整合規格原案は、公衆審査が実施された総務省情報通信審議会答申（以下、国内答申という。）に技術的な内容の変更無く、様式上の編集を加えて、作成したものである。
		・策定手続の文書化及び公開など 公平、公開を重視したものであること。	■満足 □該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会における策定手続きは、規約としてそれぞれ公開されている。
		また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。 A)作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること	■満足 □該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会の構成は、偏りないメンバ構成であり公正、中立である。
		B)作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。	■満足 □該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会の規約で、それぞれ規定している。
		C)議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。	■満足 □該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会について、それぞれの議事録等を公開し、事務局で保管している。
		D)作成途中で出された意見が適切に処理されていること。	■満足 □該当せず	適切に処理している（個々の処理は議事録参照）。

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）
規格番号：CISPRJ 32:2017　　規格名：マルチメディア機器の電磁両立性－ エミッション要求事項　－

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
3	技術基準との整合性	整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。 （※）技術基準で対応する要求のうち、不足がある場合は、不足している要求を明確にすること。	■満足 □該当せず	「技術基準との整合確認書」を参照（技術基準省令第１８条の要求に対応）。
4	技術的事項の具体性	技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、使用、方法が示されていること。	■満足 □該当せず	適用範囲、測定手順、（ポートごとの許容値としての）要求事項などについて具体的に示されている。
5	技術的事項の妥当性	整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。 整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。	■満足 □該当せず	当該規格案の技術的妥当性は、原案委員会の作成過程において確認されている。また、当該規格案は、電波雑音に関する国際規格 CISPR 32 に基づく国内答申に技術的な内容の変更なく作成したものであるが、当該国際規格との差異について当該規格案の附属書 JA において、参考として示されており、その理由は原案委員会において、妥当と判断している。
6	優先される規格	電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価対象とする。	■満足 □該当せず	当該規格案の適用範囲については、電波雑音に関する日本工業規格がない。
7	作成言語について	規格は日本語で作成されていること。	■満足 □該当せず	日本語で作成されている。
8	規格票の様式及び作成方法について	規格は JIS Z 8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。	■満足 □該当せず	規格は JIS Z 8301:2008「規格票の様式及び作成方法」及び JIS Z 8301:2011「規格票の様式及び作成方法」（追補 1）の様式に準じて作成されている。

技術基準との整合確認書

別紙-2

規格番号：CISPRJ 32:2017　　規格名：マルチメディア機器の電磁両立性－ エミッション要求事項　－

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	当該規格案は、機器から発する雑音の強さに関することのみを規定する規格であるため、本条項に関しては、非該当が妥当と考える。
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	全ての箇条	規格番号：CISPRJ 32:2017 規格タイトル： マルチメディア機器の電磁両立性 －　エミッション要求事項　－ 概要： この規格は，我が国の国際整合のとれた規格を作成する方針に基づき，CISPR 32 第 2.0 版（2015）の国内答申※1を基とし，技術的内容を変更することなく作成した CISPRJ 規格である。 ※1　CISPR 32 第 2.0 版（2015）の国内答申： 国内答申とは，平成 27 年 12 月総務省情報通信審議会諮問第 3 号“国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について”のうち，“マルチメディア機器の電磁両立性 - エミッション要求事項 -”を指す。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	当該規格案は、機器から発する雑音の強さに関することのみを規定する規格であるため、本条項に関しては、非該当が妥当と考える。
第二十条第１項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第 2 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第 3 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用 JIS の根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第 4 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上